

第 72 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成 28 年 2 月 15 日（月） 16 時 00 分～17 時 45 分
2. 場 所 三宮研修センター 501 会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
荒川雅行、北川学、大井義規、柴田眞里、竹内由美、千木良悦子、灘本明代、西村裕三、服部孝司、藤浪芳子
 - (2) 実施機関の職員
市民参画推進局市民生活部勤労市民課長
保健福祉局高齢福祉部介護保険課長
保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課長
こども家庭局子育て支援部振興課長
建設局防災部防災課長
ほか
 - (3) 事務局の職員
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス担当部長、市民情報サービス担当課長、企画調整局情報化推進部 ICT 計画推進担当課長 ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①神戸市勤労者福祉共済システムの再構築及び情報項目の追加について
 - ②介護保険システムのサーバ管理への移行及び情報項目の追加について
 - ③福祉医療システム、現金給付システムのサーバ管理への移行について
 - ④国民健康保険システムのサーバ管理への移行について
 - ⑤乳幼児医療費助成制度および母子家庭等医療費助成制度の拡充に伴う勸奨事務の実施について
 - ⑥福祉情報システム「教育・保育給付等」の情報項目の追加について
 - ⑦災害情報等集約システムの導入について
5. 議事要旨
議題の審議に先立ち、委員任期の満了による委員委嘱(任期平成 27 年 12 月 25 日～平成 29 年 12 月 24 日)に伴う会長、副会長の選任が行われた。委員の互選により、会長には西村裕三委員、副会長には荒川雅行委員が選任された。

(1) 審 議

①神戸市勤労者福祉共済システムの再構築及び情報項目の追加について

市民参画推進局市民生活部勤労市民課から、神戸市勤労者福祉共済システムの再構築及び情報項目の追加について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 それでは、ただいまの説明について、ご質問ありましたらお願いします。
- 委 員 HPサーバというのはホームページサーバですか。これ自体は管理サーバのデータ更新等はやらないのでしょうか。
- 勤労市民課 多少のデータのやり取りはありますので、HPサーバと管理運営サーバの間にファイアウォールを設けてデータの最小限度の行き来に努めております。
- 委 員 中身がこの図だけではわからないのですが、一番セキュリティホールになりそうなのが、このWebから入ってきて、HPサーバを経由して管理サーバの中のデータを取るということ。まあファイアウォールでありえないとは思いますが、ここが一番心配かなと思いましたので、ここのファイアウォールの設定をきっちりされた方が。
- 勤労市民課 HPサーバへ行くときのファイアウォール、それからHPサーバと管理運営サーバへ行くときのファイアウォール、二重に設けながら委託業者にも今のご指摘の点を伝えながら、しっかりと的確な対応を図っていきたくと思います。
- 委 員 もう一点ですが、バックアップは図にないのですが、同じデータセンター内でのバックアップでしょうか。
- 勤労市民課 はい、そうです。
- 委 員 普通、バックアップは別のところにとると思うのですが、そういうのは別に必要ないのでしょうか。どれだけ重要な情報かということなのですが。例えば、大きな地震がきて、データセンターが壊滅的なダメージを受けた場合など。

- 勤労市民課 同じデータセンター内だと思っただけでしたが、そこは確認いたします。
- 委員 他に質問はありませんか。ないようでしたら当審議会としての意見をまとめたいと思います。平成28年度末で神戸市のホストコンピュータが廃止される予定であること、それに伴って勤労福祉共済システムのサーバ管理への移行は不可欠であること、実施機関では、新たにインターネットによる利用申し込みを開始するなど機能の充実を図るため、システムの再構築を行うとのことであり、市民サービスの向上につながることで、さらに個人情報保護の措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては妥当といたしたいと思っております。
- ②介護保険システムのサーバ管理への移行及び情報項目の追加について
- 保健福祉局高齢福祉部介護保険課から、介護保険システムのサーバ管理への移行及び情報項目の追加について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。
- 委員 ただいまの説明について、ご質問ありましたらお願いします。
- 委員 新しくDVの情報を入れるということなのですが、どのように使われるのですか。
- 介護保険課 DV被害者の方の住所等、秘匿する必要がありますので、オンライン画面といいますか、業務処理画面で照会をかけたときには、取り扱いに注意してくださいという警告、お知らせメッセージを表示させてから業務に移るようにしようと思っております。何もないと照会、更新の処理が、ずっと行ってしまい、何もわからない状態が続いてしまうということになると困りますので、ワンクッションおいて取り扱いに注意してくださいという注意喚起をしようと思っております。
- 委員 質問は、介護保険制度の運用とDV情報がどう関係があるかということですよ。
- 介護保険課 介護保険自体にはDVであろうとなかろうと、運用に問題はありません。ただ、市民課からの協力要請ということで、市民課で住所を秘匿されますので、介護保険でも住所の秘匿であるとか、取り扱いを適正に行おうという趣旨です。

- 委 員 市民課と情報を共有するということですか。それは構わないのですか。
- 介護保険課 運用面で申しますと、DV情報を取得しないと、区の窓口で、家族であっても出せないDV被害者情報ですから、その方を守るためにはその取り扱いを十分注意しないとイケない。我々のどのセクションでも同じですから、あらゆる手段でDV被害者の方に対して、アプローチをかけようとする、DV者と言っていいのでしょうか、その方へ情報を出さないようにしないとイケない。例えば、住所の変更であったりとか、そういった届出も含めて、この方はDV被害者だということを窓口で知っておかないとイケないということが運用の面で出てきます。
- 委 員 いろんな手続きがあって、その手続きを通じて、DVの被害者の情報を取得したという人がいれば、どんな手段をとられるかわからない。例えば介護保険の関係で、負担軽減の申請をするという手続きを通じて、DV被害者の情報を手に入れようと、そういう場面も考えられるということで、全庁的にDV被害者の情報を共有したいということによろしいですか。
- 介護保険課 介護の認定をする上では、DVの情報というのは直接的なものではないのですが、我々が持っている、その方の住所とか、そういった情報を、そういった者からの情報収集から、ブロックするためには、個々の被害者の方が置かれている状況というものを分かっておかないとイケないということです。
- 委 員 では、市民課から聞かれたらということではないのですね。
- 介護保険課 市民課から聞かれたらということではないです。受付窓口で市民の方が来られたときに、ということです。DVの情報は市民課から提供いただくということです。
- 事務局 DVの被害者の方々の居所を追跡して、加害者が知りたいといったときに、区役所の窓口に来られるということがあります。そのため、まず、被害者の方は、市民課の窓口で教えなくて欲しいといった届出をするわけですが、区役所には市民課の窓口だけではなく、国民健康保険や介護保険もありますし、多々いろいろな窓口で加害者の方が来られたときに聞かれる恐れがありますので、情報を共有しあって、居所情報とかそういったものを一切お答えしないということをやっております、介護保険の事務というよりDV被害者の方を保護するといった視点でやっていることです。

- 委員 DVの方を保護するということはよく分かりますし、それを否定するものではないのですが。介護保険は65歳以上ですが、その人がDVということは、お年寄りということですか。
- 介護保険課 夫婦関係といいますか、配偶者同士であればDVという関係になりますし、一方で、その受けている方が要介護の方であれば、高齢者虐待という視点にも入ってきます。その方が何らかの形で転出して、逃げてきてこちらに転入した時に、追いかけるDV加害者はあらゆる手段をとって、家族だから代理申請します、とした時に保険証の郵送先を自分のところにしてください、という手続きが普通はできるのですけれど、受給者がDV被害者であればそれをストップしないといけない。居所が分かってしまうとか、いろいろな場合がありますので。情報共有する介護保険の対象者の方であってもDVの被害者の方はおられますので。
- 委員 それはみんな分かるのですか。DV被害者というのは。
- 介護保険課 本人からの申し出です。市民課の方に住所秘匿の申請をされますので、その情報を共有させていただいているというやり方です。そうしないとご本人が全部の窓口に出せるものではありませんので、一箇所で受けて共有する形になっております。
- 委員 これまでDVの被害者だということで、手続きの面で情報の非公開を申し出ていても、それが全庁的に徹底されていなくて、うっかり公開されてしまったという例がありましたので、それを徹底させるということで介護保険とはすぐには結びつかないと思うのですが、全庁的にそういう対応をしたいということで、このシステムでそういった情報が見られるということですね。他に質問はありませんか。
- 委員 資料の見方がよく分からなかったのですが、サーバを設置したというのは、サーバがどこにあるのか、このシステムの中で、サーバ上で稼動するシステムがどれなのか。
- 介護保険課 私どもで扱う介護保険のシステムは図の下になります。
- 委員 上のほうは市の他のサーバを、共通基盤システムを使って参照しますということですね。

○委員 それでは審議会としての意見をまとめたいと思います。この介護保険システムのサーバ管理への移項及び情報項目の追加については、平成28年度末で神戸市のホストコンピュータが廃止される予定であることから、介護保険システムのサーバ管理への移行は不可欠であること、介護保険制度の改正に伴い、年金保険者から神戸市に通知される被保険者の非課税年金に関する情報項目を新たに追加し、電子計算機処理を行うことは、介護サービスの受給要件の正確性を確保するために不可欠であると認められること、さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては、妥当であるといったしたいと思います。

③福祉医療システム、現金給付システムのサーバ管理への移行について

④国民健康保険システムのサーバ管理への移行について

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課から、福祉医療システム、現金給付システムのサーバ管理への移行について、及び、国民健康保険システムのサーバ管理への移行について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明について、ご質問ありましたらお願いします。

○委員 端末を使ったデータの入出力の図がないのですが。例えば市役所の方がこのシステムをどうやって使うのか。ユーザ端末がないのですが。国民健康保険のところを見ると外部機関になっていたり、この情報化推進部端末というのが、市役所の方の端末になるのでしょうか。

○国保年金医療課 情報化推進部端末といいますのは、外部機関である収納代行業者で、国保の保険料がコンビニで納付できますので、その情報を集約していただいた上で、この端末で集約をした消し込みをしております。ご指摘いただいたように、各区役所にもオンライン端末がありますので、資格や収納のデータベースへのアクセスはできますが、その部分はこの図には落とし込めていないところではあります。

○委員 福祉医療システムについても、同じように思えるのですが。

○国保年金医療課 ホストの方では、福祉医療システムと現金給付システムが、実際、区などで使われますが、図では省略しております。あくまでも外部機関との連携を示させていただいて、国保連とか市の中の業務システムの連携とか、裏

側のデータ連携ばかり書きましたので、ユーザ側の区役所側が直接データベースに書き込みをする、表側の部分はこの図では割愛させていただいております。基本的にホストサーバでは大きな変更はないわけなのですが、内部連携では共通基盤経由になるとか、国保については、パッケージによってサーバの中のシステムが大きく変わるというところを、概念的にここではお示しをしております。変更する部分のみをお示ししております。

○委 員 今理解しました。ただ、この図が外に出て行った場合に、どうしてもデータの入出力のインとアウトのところが、一番気にされると思うのですが、良いのですか。タイトルの中に内部システムとか書いていないと。

○国保年金医療課 基本的には今と変わらないわけですが、ホストであれ、サーバであれ、回線でつながった区役所でオペレートする端末というものは、そのまま残りますので、機能としましては、今までどおりの情報をホストがサーバに変わるだけで、同じような業務を行うということでは案を省略せずに書いておいた方が良かったのかも知れません。

○委 員 マイナンバーの連携はしないのですか。

○国保年金医療課 福祉医療については、法定事務ではなくて地方事務です。番号条例に位置づけることで、マイナンバーが利用可能なものにはなっておりますが、現在のところは検討中です。いずれ番号条例に位置づけることによって、マイナンバーを利用することはあると。国民健康保険は法定事務でマイナンバーを利用しますので、サーバ化に伴ってマイナンバーを取得して利用することになりますけれど、今、サーバの中のシステム項目を精査しておりますので、夏ごろに改めて追加でお諮りしたいと思っております。今回は、ホストシステムのデータ移行というところだけをお諮りしておりますので、新システムの中の追加項目については、改めてお諮りしたいと思っております。

○委 員 国民健康保険システムの図のところで、サブシステムがシリンダー型で書かれていて、我々が見るとデータベースなのかなと思ってしまうのですが、横にファイルがいろいろ書いてあるのですが、このサブシステムと書いてありましたが、データベースと考えてよろしいでしょうか。

○国保年金医療課 今回、各サブシステムでデータベースが数個あるのですが、項目の精査をしているところでして、このシリンダー型はデータベースだと認識される

かと思うのですが、この度はこのシリンダー型をとらせていただいて、新サーバ化後の運用としましては、サブシステムを表しております。

○委員 　　いずれの諮問につきましても、平成 28 年度末でホストコンピュータが廃止されることに伴って、サーバ管理に移行するというものに関わるものです。福祉医療システム及び国民健康保険システムのサーバ管理への移行につきましては不可欠であること、現在、スタンドアロンで使用している現金給付システムを、新福祉医療システムのサブシステムとして連結し、運用の一体化を図ることは情報セキュリティの向上が期待できます。国民健康保険システムでこれまで対応が未対応となっている延滞金、還付加算金の管理等の事務処理にあたって、新たにシステム化されることで、正確な事務処理に、市民サービスの向上につながるということです。また、いずれも個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては妥当としたいと思えます。

⑤乳幼児医療費助成制度及び母子家庭等医療費助成制度の拡充に伴う勸奨事務の実施について
保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課から、乳幼児医療費助成制度及び母子家庭等医療費助成制度の拡充に伴う勸奨事務の実施について、第 9 条（利用及び提供の制限）及び、第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 　　ただいまの説明について、ご質問がありましたらお願いいたします。

○委員 　　委託業者にデータを渡す際なのですが、データを渡すまでの管理はこちらに記されているとおりでよいと思うのですが、委託先の業者のセキュリティ関係とかチェックとか、どのような形でされるのでしょうか。

○国保年金医療課 　　渡した後の管理ということなのですが、委託契約約款、先方の情報処理のやり方、セキュリティ遵守等のやり方等、契約時によく確認した上で委託契約約款に書いたセキュリティ遵守事項についても守っていただくというような形で、契約を結ばしていただくことを考えております。

○委員 　　ということは、委託先のデータ管理システムの規定がしっかりとあって、それに則ったものでないと、そこには委託しないということですね。

○委員 　　他にご意見ございませんでしょうか。ないようでしたら本審議会の意見をまとめたいと思えます。ホストコンピュータとは関係のない事案ですが、

目的外の利用提供にかかる事案です。乳幼児医療費助成制度及び母子家庭等医療費助成制度の拡充に伴う勸奨事務の実施については、乳幼児医療費助成制度及び母子家庭等医療費助成制度において、助成要件に所得制限があったということですが、それが廃止あるいは緩和されるということに伴い、新たに対象が増えるということで、乳幼児医療は住民基本台帳情報を、また、母子家庭等医療は児童扶養手当対象者情報を利用して、新たに対象となる方に勸奨通知することに利用したいということです。したがって、まして市民サービスの向上につながることで、また、個人情報のシステム上の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては妥当としたいと思います。

⑥福祉情報システム「教育・保育給付等」の情報項目の追加について

こども家庭局子育て支援部振興課から、福祉情報システム「教育・保育給付等」の情報項目の追加について、第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明について、ご質問がありましたらお願いいたします。
- 委員 図の「教育・保育給付等」台帳情報には、福祉個人番号と事業情報しか書いていませんが、この台帳には番号しか入っていないのですか。
- 振興課 教育・保育給付としての項目、システムで使われる項目はこの中に入っています。
- 委員 すべて入っていて、今回は番号を各々参照しますよというところだけ改修するので、そここのところの審議をしてくださいということでもよろしいですか。多分、番号、データが違うところにあるのを参照しているのだけを、そのポイントだけを審議したらよろしいのですね。
- 振興課 このシステム上のデータの中身につきましても、そこだけをピンポイントで出していますので、台帳情報も他の情報もありますが、福祉個人番号の情報ということだけを捉えさせていただいて、そこからシステム上連携していきますというようなイメージ図になっております。
- 委員 福祉情報システムというシステムの中での情報項目の追加として、統合宛番号と制度個人番号を使って処理をしたいということを認めてほしい。そういうことでよろしいでしょうか。

○委員 逆に言えば、それだけのためにこういう審議をしないといけないのですか。ただデータ参照の話ですよ。

○振興課 今回の電子計算機処理ということで、新たな項目を追加するときには必ず必要になってきますので、今回つなげることによって、その項目を台帳の中には直接は持っていないのですが、システムとしてその項目を保持するということになりますので、今回あげさせていただいております。

○委員 他にご意見ございませんか。それでは本審議会の意見をまとめたいと思います。福祉情報システム「教育・保育給付等」の情報項目の追加については、番号法施行に伴い、個人番号を使って処理する事務に法律上定まっております。それを前提として「教育・保育給付等」のサブシステムにおいて、制度個人番号及び統合宛名番号を項目追加してシステム処理することは、特定個人情報を取り扱う事務事業上、必要不可欠であること、従前どおり、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては妥当としたいと思います。

⑦災害情報等集約システムの導入について

建設局防災部防災課から、災害情報等集約システムの導入について、第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明について、ご質問がありましたらお願いいたします。

○委員 外部サーバの建物は有人で監視するということですか。いろいろな部署のいろいろなサーバがあると思うのですが、これはどこか予定されているのですか。具体的な場所を答えてほしいというわけではありませんが。

○防災課 建設局だけになりますが、外部サーバに委託契約をして本課だけのデータを預けようと考えております。会社の場所はわかりませんが、市では本課だけということになります。

○委員 それは神戸市内にあるということですか。

○防災課 神戸市内にはありません。

- 委員 防災等を担うということになると、遠方にあるほうがいいですから、配慮されて外部にあるということですね。
- 委員 現場から情報を送信するときに使うスマートフォンとかタブレットは、個人のものなのですね。
- 防災課 タブレットは本課で買って、現場事務所に渡すようにしようと思っています。スマートフォンは個人ですね。ですから全員が全員使えるかどうかというのはあるのですが、少なくともタブレットは本課から渡すということです。
- 委員 それぞれアクセスするサイトは、分かれているということですね。通報用と管理者Webというのは分かれています。
- 防災課 個人情報が入力できるのはタブレットのみです。スマートフォンはそういう入力はさせないようにしますので、単に写真が送れるだけになります。
- 委員 一般市民がそこにアクセスすることはできないわけですね。通報用であってもあくまで職員用ですね。市民からの情報提供を受けて、職員が現場をチェックするということですね。
- 他にご意見ございませんでしょうか。それでは審議会としての意見をまとめたいと思います。災害情報等集約システムの導入については、道路、公園等公共施設において災害や破損等が発生した際に、現場の状況や復旧等の方針及び処理に至る一連の対応をシステム化することで、正確な情報を適時共有化を図ることができると。それにより迅速な災害等への対応が期待でき、市民の安全確保に寄与するものと認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては妥当としたいと思います。
- 事務局 建設局では、東部及び垂水建設事務所のほかに4事務所と3つの水環境センターを設置しております。今後、これら他の事務所におきましても実施が予想されることから、本件でご承認いただいた範囲に限り、類型化の承認をお願いいたしたく、ご審議賜りたいと存じます。
- 委員 ただいまの事務局から提案がありましたけれど、他の建設事務所あるいは水環境センターにおいても同様のシステム化が予定されるということです。それにつきましては類型化を図ることで、当審議会へ諮問をする必要

がないようにしたいということですね。どうでしょうか。類型化をお認めいただけますでしょうか。

○委員 異議なし。

○委員 それでは、他の事務所については、類型化で処理していただくことにしたいと思います。

○委員 それでは本日の諮問案件について、すべて妥当であると結論いただきました。これをもちまして、第 72 回 神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。